

小笠原諸島周辺海域における中国船の領海侵犯及び違法操業への対応を求める意見書

今年に入り、日本の排他的経済水域の3割を占める小笠原諸島周辺海域においてサンゴの密漁が目的と見られる多数の中国船が出没し、その数は9月以降、一時期200隻を数えるに至った。

これにより、貴重なサンゴが不法に失われるだけでなく、漁具が壊されるなど地元漁船の操業が妨害され、廃棄物が海洋に不法投棄されるなど、小笠原の漁業及び周辺環境への被害は甚大なものとなっている。

また、島民は、中国船の船員らが不法に上陸することを懸念し、大きな不安を抱えており、これらの問題については、本市の市民を始め国民から重大な関心が寄せられている。

こうした中国船による違法行為から世界自然遺産にも登録された小笠原の豊かな自然、漁場、島民の暮らし、領土及び領海を守るのは国が果たすべき基本的な責務である。

よって、国におかれでは、日本の周辺水域における水産資源の保全を図り、日本の国益を守るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 中国政府に対し、引き続き厳重な抗議を行うこと。
- 2 小笠原の漁業が受けた被害の実態及び海洋環境への影響について調査を行うこと。
- 3 小笠原諸島周辺海域に中国のサンゴ密漁船を侵入させることのないよう、海上保安庁、水産庁、警察庁等の関係省庁が連携して、船舶及び人員の拡充を図り、徹底的な検査を行う等、漁業取締体制の一層の充実・強化に取り組むこと。
- 4 小笠原諸島周辺の警戒監視体制を強化するため、拠点としての港湾整備、十分な人員の常駐等、基盤の整備及び装備の充実に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
外務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
国家公安委員会委員長